

富士市街頭防犯カメラシステム賃貸借仕様書

本仕様書は富士市（以下「市」という。）が市内の公園や駅周辺等の不特定多数の市民が利用する箇所に街頭犯罪の抑止を目的として設置する 10 台の防犯カメラの賃貸借に係る仕様を記載する。

1 本仕様によるシステム運用期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日までの 60 ヶ月間

メンテナンス付き賃貸借契約（長期継続契約）

運用開始日までに設置工事及び動作確認を完了し、運用可能な状態としておくこと

2 設置場所及びカメラの台数

	設置場所	設置箇所	設置方法	利用時間	カメラ
1	中央公園	西地区トイレ建物	建物設置	終日	1 台
2	（富士市永田町 2-112）	東地区北側トイレ建物	建物設置	終日	1 台
3	米の宮公園 （富士市米之宮町 303）	東側トイレ建物	建物設置	終日	1 台
4	広見公園 （富士市伝法 46-1）	大階段前広場東側	建柱	終日	1 台
5	富士西公園 （富士市入山瀬 772-1）	公園センタートイレ建物	建物設置	終日	1 台
6	ふじのくに田子の浦みなと公園 （富士市前田地先）	公園出入口	建柱	終日	1 台
7	吉原本町駅（岳南電車） （富士市吉原 1-4-1）	駅舎建物	建物設置	終日	1 台
8	富士市富士町 6-12 東側歩道上	飲食店前歩道	建柱	終日	1 台
9	新富士駅前交番前 （富士市柳島 275-16）	交番看板付近の柱	建物設置	終日	1 台
10	富士市立富士川体育館 （富士市木島 89-1）	駐車場出入口付近時計	建物設置	終日	1 台
	計 10 台				

3 カメラ仕様

- (1) 常時屋外で使用できるものであること。
- (2) 撮影は基本的にカラーとするが、照度が低い場合は白黒でも可とする。
- (3) 200 万画素（AHD又はFHD）程度以上の解像度を有すること。
- (4) 照度が低くなった場合は赤外線等による撮像が可能なこと。
- (5) 30 枚／分程度以上の撮影ができること。
- (6) 画角は最大 90 度程度あること。（画角が可変するものでも可。）

4 レコーダー仕様

- (1) カメラ 1 台あたり 2 週間以上の記録ができること。
- (2) 録画した情報を確実に記録しておくことができるハードディスク、メモリ、クラウド又はそれに類する機能を有するものによる記録ができること。
- (3) 録画データをUSBメモリ等へ出力できること。
- (4) 外部モニターやPC接続により指定の映像を確認できること。情報漏洩に注意し、録画した映像を常時監視しないこと。
- (5) カメラの型式は保守性及び部品供給を考慮し、可能な限り機種の一統を図ること。
- (6) レコーダー選定は操作手順や部品保守等を検討し、種類を多くしないこと。
- (7) 屋外柱上小型BOXにレコーダーを内蔵する場合には、その環境で正常動作できること。
- (8) レコーダー内蔵用のBOXを設置する場合には下記の仕様を順守すること
 - ・屋外型防水タイプで、柱上設置可能な物とする。
 - ・サイズはレコーダー等必要な機器を収めるための最低限の大きさとする。基本的に映像確認用モニター等は内蔵しないこととする。
 - ・モニター等外部機器接続用としてAC100Vコンセントを内部に備えること。
 - ・専用の鍵により開閉可能なものとする。また、鍵は全箇所同じものとする。

5 機器取付け仕様

- (1) 別添位置図で指定する場所にカメラを設置する。建柱が必要な箇所については建柱工事も含む。建柱箇所で工事を行うことにより影響を受ける埋設物については市が確認した埋設物情報を参考資料として提供する。なお受注者においても必要な調査及び関係機関との協議を実施すること。また柱の所有権は市へ移る。
- (2) 受電の必要がある場合は受電工事も含む。受電契約変更が必要な場合は変更に係る手続き、費用も含むこと。電源引き込み箇所については別添位置図を参照するとともに市に確認すること。
- (3) カメラの詳細な設置場所は取付け時に映り具合を確認し、より良い設置場所がある場合には協議の上、カメラの設置場所を変更する。

- (4) 不特定多数が出入りする施設であるため、いたずら等の影響を受けにくいようなカメラ及び必要であればレコーダー内蔵BOX等を取付けること。レコーダー内蔵BOXの設置場所については市と協議の上決定すること。
- (5) 機器取付けに必要な配線（電源及び信号等）を含むこと。
- (6) 現有設備の一部を使用する場合は協議すること。
- (7) 設置後受注者が映り具合を市に提示し、市が承認後、設置完了とする。

6 保守仕様

- (1) 全機器の保守点検・清掃を1回／年以上行うこと。
- (2) 各所に設置した機器が正常に動作(録画)できているか1回／月以上確認すること。
- (3) レコーダーの時刻合わせを1回／月以上行うこと。
- (4) 点検又は動作確認で機器に異常が認められた場合は、直ちに市に報告すると共に、修理を行うこと。
- (5) システムの維持および機器の修理に係る費用は、電気代を除き、保守費用に含むものとする。ただし、落雷、交通事故、火災、浸水、地震その他の自然災害、盗難、いたずら、第三者による破損、不適切な使用または管理に起因する故障その他受注者の責によらない事由による機器の修理または交換については、保守費用に含まないものとする。これらの修理または交換に係る費用については、受注者が加入する受注者を被保険者とする動産保険により補填するものとし、保険金の支払対象外となる費用、保険金額を超える費用その他保険で補填されない費用の負担については、市と受注者が別途協議して定めるものとする。通常使用による故障および受注者の責に帰すべき事由による故障については、保守費用に含むものとする。
- (6) 市から映像確認の要請を受けた時は、閲覧対応及び記録媒体への出力等を行うこと。なお閲覧対応は、基本的に土曜、日曜、祝祭日及び12月29日から1月3日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (7) 保守点検、動作確認、時刻合わせ及び閲覧記録を半年に1回提出すること。
- (8) 映像閲覧のため、現地に持ち込んで接続する外部モニタ又はPC等が必要になる場合には、受注者（保守業者）が対象機器に適合するものを準備すること。画面のサイズは警察等で映像確認に支障がないサイズとすること。

7 契約期間終了後の機器撤去仕様

- (1) 設置した防犯カメラシステムをすみやかに撤去し、適切に廃棄すること。
- (2) 廃棄対象物は、カメラ、レコーダー、モニタ、付随する配線等をいう。
- (3) 可能な限り原状回復を行うこと。

8 その他

- (1) カメラシステムについては、受注者を被保険者とする動産総合保険に加入すること。

- (2) システム納入に係る図面（設置図面含む）、取扱説明書を納品すること。
- (3) カメラが設置された建物又は屋外柱上等に「防犯カメラ監視中」及び「富士市役所 市民安全課長」、「電話 0545-55-2831」と表示のある看板を指示ある数量掲示すること。
- (4) 施設に設置されるのぼり旗について、撮影の支障とならない設置位置を助言すること。
- (5) 支払いについては各年度最終月の最終日の日付で業務完了報告書の提出と受注者からの請求を行い、4月中に1回で支払うものとする。
- (6) 本書に記載ないこと又は不合理なことがあった場合は、法令に定めるところによるほか、市と受注者が協議して決定する。
- (7) 本業務の実施期間中、記載の設置場所において、再開発事業や修繕工事等が行われ、仕様書の定めでない事項及び仕様書に変更や疑義が生じた場合には、市及び受注者協議の上、信頼誠実をもってこれを解決し業務を円滑に遂行すること。
- (8) 契約方法は60ヶ月のメンテナンス付きリース契約とし、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。本契約日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は廃止があった場合は、市は、この契約を解除することができる。契約を解除したことにより損害を及ぼしたときは、その賠償をしなければならない。この場合における賠償額は、協議して定める。また、受注者が自己の都合により契約期間の途中でこの契約を解除し、又は契約を履行しないことにより市に損害を及ぼしたときは、その賠償をしなければならない。この場合における賠償額は、協議して定める。
- (9) 本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。本業務の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面を市に提出し承諾を受けなければならない。

ア 再委託先の名称、所在地及び代表者

イ 再委託する業務の範囲及び内容

ウ 再委託する理由及び必要性

エ 再委託の期間

オ 再委託に係る契約金額

カ 再委託先の業務遂行能力及び履行体制

キ その他市が必要と認める事項

- ・承諾を受けた再委託の内容を変更しようとするときも市から承諾を受けなければならない。
- ・再委託先は、本業務の全部又は一部をさらに第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし特に必要と認め、事前に書面で承諾した場合は、この限りでない。

- ・再委託先に対し、本契約及び仕様書に定める受注者の義務と同等の義務を課さなければならない。
- ・再委託を行った場合であっても、本契約に基づく一切の責任を免れないものとし、再委託先の行為についても自らの行為と同様に責任を負う。再委託先の業務の履行状況を把握し、適切に監督しなければならない。